

平成23年9月27日

社団法人ショッピングセンター協会
会長 越村 敏昭 殿

経済産業省商務情報政策局日用品室長 江川 邦雄

経済産業省商務流通グループ製品安全課長 矢島 敬雅

ライターに係る製造・輸入・販売規制について

経済産業省では、使い捨てライターを使用した子供の火遊びによる火災の発生を受け、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正し、平成22年12月27日からいわゆる使い捨てライター及び多目的ライターを対象とした規制を開始しました。規制の対象となるライターは、構造、強度、可燃性等製品の安全性に加え、子供が簡単に操作できない「幼児対策（チャイルドレジスタンス）」機能、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティ）型でないこと等を定める技術上の基準を満たす必要があります。

本政令の附則に基づく経過措置期間（9ヶ月）が平成23年9月26日で終了しました。平成23年9月27日から、使い捨てライター等でPSCマークの表示が付されていない製品は販売できなくなりますので、改めてお知らせします。

つきましては、下記の事項について傘下の各事業者へ周知徹底が図られますよう、よろしくお願いいたします。

なお、消費生活用製品安全法関係の情報やライター規制の詳細については、以下のURLに掲載されています。関係資料についても掲載しておりますので、是非ご覧ください。

URL:<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

記

1. 規制対象となるライターは、いわゆる使い捨てライターといわれるたばこ用のライターに加え、たばこ以外のものに点火する多目的ライターも含まれます。

これらは、法令に定める技術上の基準を満たすとともに第三者機関である登録検査機関による検査を受ける等の要求に適合したものであることを示す表示（PSCマーク）を付したものでなければ、販売できなくなります。

2. 平成22年12月27日の施行から9ヶ月間、販売に関する経過措置期間が設けられていましたが、その経過措置期間が平成23年9月26日で終了しました。平成23年9月27日から、PSCマークの表示が付されていない使い捨てライター及び多目的ライター等は販売できなくなります。

子供の安全を守るためライター等の販売が規制されます！

～平成23年9月27日からPSCマークがないライター等は販売が禁止されます～



PSCマークは、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の**平成23年9月27日**以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されます。

1. 購入にあたっての注意

以下のライター等については、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されます。

ご購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

使い捨てライターや**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・ **燃料の容器と構造上一体**となっているものであって
- ・ 当該容器の全部又は一部に **プラスチック**を用いたもの



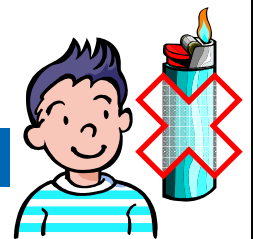
PSCマークの技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない**幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）**などを規定しています。

2. 使用にあたっての注意

！ 子どもの手の届かないところにおきましょう

！ 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

！ 不要なライターはきちんと捨てましょう



ガス抜きをする等自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

本リーフレットの問い合わせ先

経済産業省 商務流通グループ製品安全課

電話番号 03-3501-4707

商務情報政策局日用品室

電話番号 03-3501-1705

消費者庁 消費者安全課

電話番号 03-3507-9201

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話番号 03-5501-3154

経済産業省、消費者庁、警察庁、消防庁、環境省、(社)日本喫煙具協会

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/

ライターによる火災事故を防止しましょう!!

～ライターの火遊びによる火災を防ぐには、周囲の大人の注意が欠かせません～

⚠️ 子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。

⚠️ 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



⚠️ 不要なライターはきちんと捨てましょう

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。

[出典]平成20年国内需要動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

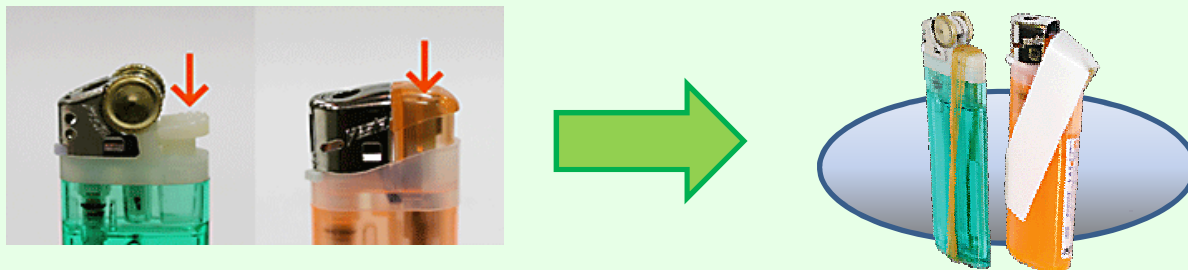


ガスが残存するライターの廃棄を原因とするごみ収集車の**火災事故等**も発生しています。

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



周囲に**火の気のない**ことを確認する。

操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。

輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。

シューという音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。

この状態のまま付近に**火の気のない、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。

念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：(社)日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>)